

富士見市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定について

1 内容

生産緑地法第3条第2項及び生産緑地法施行令第3条の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を300平方メートル以上にする。

2 条例施行期日

平成31年4月1日施行

富士見市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。